

独立行政法人航海訓練所の情報公開実施に関する達

〔平成14年9月25日〕  
〔訓練所達第4号〕

改正 平成18年3月31日訓練所達第28号

(目的)

**第1条** 独立行政法人航海訓練所(以下「航海訓練所」という。)の保有する法人文書の情報公開の実施については、独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成14年政令第199号。以下「施行令」という。)のほか、この達の定めるところによる。

(開示請求方法等)

**第2条** 情報公開法第4条に基づく開示請求書の提出窓口及び同法第15条第1項に基づく閲覧場所は、航海訓練所事務局総務課とする。

2 開示請求の方法は、窓口を開示請求書を直接提出する方法又は窓口を開示請求書を郵送する方法のいずれかの方法によるものとする。

3 第1項の窓口受付時間は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から5時までとする。

(開示請求書等の様式)

**第3条** 情報公開法及び施行令において定める開示請求書、開示決定通知書及びその他申請書等の様式については、別表第1に定めるとおりとする。

(審査基準)

**第4条** 行政手続法(平成5年法律第88号)に基づき、航海訓練所の法人文書の開示、不開示等の判断をするための審査基準は、情報公開法第5条から第8条の規定により行うほか、国土交通省通達及び情報公開審査会の答申等を踏まえて別に定めるものとする。

(手数料の額等)

**第5条** 情報公開法第17条第2項に基づき航海訓練所が定める手数料の額は、別表第2に掲げる開示請求手数料及び法人文書の種別に応じた開示の実施方法によりそれぞれ定める開示実施手数料の額(複数の実施方法により開示を受ける場合は、その合計額)(以下「基本額」という。)とする。

ただし、基本額が情報公開法第15条第5項に基づき更に開示を受ける場合にあっては、当該開示実施手数料に、既に開示の実施を求めた際の額を加えた額が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるときは、その額を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を、一の開示請求書により行うときの開示請求手数料は、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書の開示実施を受ける場合の開示実施手数料については、当該複数の法人文書に係る基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額

を基本額とみなすものとする。

(1) 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上であって当該保存期間を同じくするもの)にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 第1項の手数料の納入方法については別表第1、第1号様式に記載された納入方法を基本とする。

4 施行令第11条第1項に基づき、法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納入して法人文書の写しの送付を求めることができる。

郵送料は、前項による方法又は郵便切手により納入するものとする。

(通信費の実費額)

**第6条** 航海訓練所に所属する練習船が航海訓練期間中である場合に、当該練習船に備わる法人文書について、写しにより開示を受ける者は、別表第3に定める航海訓練実施海域の区分による通信料単価に基づく従量により通信料を負担するものとする。

通信料の納入方法については、前条第3項によるものとする。

(手数料の減額及び免除)

**第7条** 航海訓練所は、情報公開法第17条第3項に基づき、別表第4に掲げる額を限度として手数料の減額又は免除を行うことができる。

2 前項の規定により開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、第3条に定める様式による申請書を航海訓練所理事長に提出しなければならない。

(開示の実施方法)

**第8条** 情報公開法第15条第1項及び第2項に基づき航海訓練所が定める開示の実施方法は、別表第2に掲げる開示実施手数料の表中、開示の実施方法欄によるものとする。

(法人文書の管理)

**第9条** 情報公開法第23条に定める法人文書の適正な管理は、独立行政法人航海訓練所文書管理規程(平成13年訓練所規程第30号)に基づき行うものとする。

## 附 則

この達は、平成14年10月1日から施行する。

**附 則** (平成18年3月31日訓練所達第28号)

この達は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1  
第1号様式

法人文書開示請求書

平成 年 月 日

独立行政法人航海訓練所理事長 殿

氏名又は名称:(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所:(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒 TEL ( )

連絡先:(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第3条の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

(請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

2 求める開示の実施の方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに 印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア	事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法 閲覧 写しの交付 其他( )> <実施の希望日>
イ	写しの送付を希望する。

開示請求手数料の納入方法 現金(直接払い又は現金書留)

郵便為替又は郵便振替

銀行振込

上記の一に 印を付け、又は の場合は支払を証明できる書類等を添付して下さい。

\* この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

#### <記載に当たっての注意事項>

##### 1 「氏名又は名称」「住所又は居所」

個人で開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体の場合にあつては、その名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。

ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入願います。

連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

##### 2 「連絡先」

連絡等を行う場合に、「氏名又は名称」欄に記載された本人と異なる方に行う必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号を記載してください。

##### 3 「請求する法人文書の名称等」

開示を請求する法人文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

##### 4 「求める開示の実施の方法等」

請求される法人文書について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。

#### <開示請求手数料の納入方法について>

開示請求を行う場合は、1件の法人文書について300円を納入していただくこととなっています。

納入方法については、以下の方法をお選び下さい。

現金（直接払い又は現金書留）

郵便為替又は郵便振替

・郵便番号等 記号10990 番号2801311

・名義人 独立行政法人航海訓練所 理事長

(ドクツヱ ヲケイカクノコウカクレンシヨ リジチヨウ )

銀行振込



第2号様式

第 号  
平成 年 月 日

法人文書開示決定通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人航海訓練所理事長 印

平成 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する法人文書の名称

2 不開示とした部分とその理由

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条(第6条)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、  
に対して審査請求(異議申立て)をすることができます。

3 開示の実施の方法等

(1)開示の実施の方法等 <(裏面)の説明事項をお読みください。>

法人文書の種類・数量等	開示の実施方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込み額)

#### 4 担当課等

独立行政法人航海訓練所 事務局総務課

住所 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎  
045-211-7302 FAX045-212-0006

#### <法人文書開示決定通知書説明事項>

##### 1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます(ただし、その場合は、最初に関覧を受けた日から30日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「4 担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の20日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料(郵便切手)が必要になります。

##### 2 開示実施手数料の算定について

###### (1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150頁ある法人文書を閲覧する場合:



て、ご不明な点等がございましたら、下記に記載した担当までお問い合わせください。

< 担当課窓口 >

独立行政法人航海訓練所 事務局総務課

住所 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 5 丁目 5 7 番地 横浜第 2 合同庁舎

045-211-7302 FAX045-212-0006

第3号様式

第 号  
平成 年 月 日

法人文書不開示決定通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人航海訓練所理事長 印

平成 年 月 日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した法人文書の名称

2 不開示とした理由

\* この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条(第6条)の規定により、  
に対し審査請求(異議申立て)をすることができます。

3 担当課等

独立行政法人航海訓練所 事務局総務課

住所 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎  
045-211-7302 FAX045-212-0006

第4号様式

第 号  
平成 年 月 日

開示決定等の期限の延長について(通知)

(開示請求者) 様

独立行政法人航海訓練所理事長 印

平成 年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求のあった法人文書の名称

2 延長後の期間

3 延長の理由

4 担当課等

独立行政法人航海訓練所 事務局総務課

住所 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目5番地 横浜第2合同庁舎

045-211-7302 FAX045-212-0006

第5号様式

第 号  
平成 年 月 日

開示決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

(開示請求者) 様

独立行政法人航海訓練所理事長 印

平成 年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとしたので通知します。

記

1 開示請求のあった法人文書の名称等

2 法第11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとした理由

3 開示決定等する期限

( 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。)

平成 年 月 日 ( )

4 担当課等

独立行政法人航海訓練所 事務局総務課

住所 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎

045-211-7302 FAX045-212-0006

第6号様式

第 号  
平成 年 月 日

(他の独立行政法人の長及び  
他の行政機関の長) 殿

独立行政法人航海訓練所理事長

開示請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項（第13条第1項）の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る法人文書名	〔 開示請求書に記載されている法人文書の名称等 (一部を移転する場合には、開示請求のあった事案のうち、 、及び に係る法人文書) 〕
請求者名等	氏名: 住所:  電話番号:
添付資料等名	〔 ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ 〕
備考	(複数の他の独立行政法人及び行政機関の長に移送する場合には、その旨)

<連絡先>

独立行政法人航海訓練所 事務局総務課

045-211-7302 FAX045-212-0006

E-mail @kohkun.go.jp

第7号様式

第 号  
平成 年 月 日

(開示請求者) 様

独立行政法人航海訓練所理事長 印

開示請求に係る事案の移送について(通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項（第13条第1項）の規定により、通知します。

記

開示請求に係る 法人文書名	開示請求書に記載されている法人文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、 及び に係る法人文書)
移送年月日	平成 年 月 日
移送先の独立行政 法人及び行政 機関の長	独立行政法人(行政機関)の長 (連絡先) 担当部課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備 考	1 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人及び行政機関の長が行うことになりました。 2 複数の独立行政法人及び行政機関の長に移送が行われた場合(自らも開示決定等を行う場合を含む。)には、開示実施手数料の300円の控除措置については、開示決定等が早く行われた法人文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取る旨を記載する。

< 担当課等 >

第8号様式

第 号  
平成 年 月 日

法人文書の開示請求に関する意見について(照会)

(第 三 者) 様

独立行政法人航海訓練所理事長 印

(あなた、貴社等)に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該法人文書を開示することにつき御意見があるときは、同封の「法人文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日
- 3 上記法人文書に記録されている(あなた、貴社等)に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先
- 5 意見書の提出期限  
平成 年 月 日 ( )
- 6 担当課等

独立行政法人航海訓練所 事務局総務課

住所 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目5番地 横浜第2合同庁舎

045-211-7302 FAX045-212-0006

第9号様式

第 号  
平成 年 月 日

法人文書の開示請求に関する意見について(照会)

(第 三 者) 様

独立行政法人航海訓練所理事長 印

(あなた、貴社等)に関する情報が記録されている下記の法人文書について独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定による開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同法第14条第2項に基づき、御意見を伺いますので、当該法人文書を開示することについて御意見がある場合は、同封した「法人文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日
- 3 法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由
- 4 上記法人文書に記録されている(あなた、貴社等)に関する情報の内容
- 5 意見書の提出期限  
平成 年 月 日 ( )
- 6 担当課等  
独立行政法人航海訓練所 事務局総務課  
住所 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目5番地 横浜第2合同庁舎  
045-211-7302 FAX045-212-0006

平成 年 月 日

## 法人文書の開示に関する意見書

行政機関の長 殿

氏名又は名称  
住所又は居所  
連絡先電話番号

平成 年 月 日付けで照会のあった下記の法人文書の開示について、次のとおり意見を提出します。

### 記

1 照会のあった法人文書の名称

2 意見

(1) 上記法人文書の開示による支障(不利益)の有無

(2) 支障(不利益)の具体的内容

3 担当課等

独立行政法人航海訓練所 事務局総務課

住所 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎

045-211-7302 FAX045-212-0006

第11号様式

第 号  
平成 年 月 日

法人文書の開示決定について(通知)

(反対意見書を提出した第三者) 様

独立行政法人航海訓練所理事長 印

(あなた、貴社等)から平成 年 月 日付で「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 開示決定した法人文書の名称

2 開示することとした理由

3 開示を実施する日

4 担当課等

独立行政法人航海訓練所 事務局総務課

住所 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目5-7番地 横浜第2合同庁舎

045-211-7302 FAX045-212-0006

この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条(第6条)に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に に対して審査請求(異議申立て)をすることができます。

第12号様式

平成 年 月 日

法人文書の開示の実施方法等申出書

独立行政法人航海訓練所理事長 殿  
氏名又は名称  
住所又は居所  
連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 法人文書開示決定通知書の番号等

日付

文書番号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに 印を付してください。

法人文書の名称	種類・量	実施の方法	
		1	全部 一部 ( )
		2	全部 一部 ( )
		3	全部 一部 ( )

3 開示の実施を希望する日

4 「写しの送付」の希望の有無

( 有 : 同封する郵便切手の額 円 )  
無

5 開示実施手数料の納入方法

現金 ( 直接払い又は現金書留 )

郵便為替又は郵便振替

銀行振込

上記の一に 印を付け、又は の場合は支払を証明できる書類等を添付して下さい。

6 担当課等

独立行政法人航海訓練所 事務局総務課

住所 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎

045-211-7302 FAX045-212-0006

法人文書の開示の実施方法等申出書

独立行政法人航海訓練所理事長 殿

氏名又は名称  
住所又は居所  
連絡先電話番号

法人文書開示決定通知書(平成 年 月 日付け 第 号)により通知のありました法人文書について、既報のとおり開示を受けるので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第3項及び同施行令第11条第1項の規定に基づき、申出をします。

開示実施手数料の納入方法  
現金(直接払い又は現金書留)  
郵便為替又は郵便振替  
銀行振込

上記の一に 印を付け、又は の場合は支払を証明できる書類等を添付して下さい。

写しの送付による場合:同封する郵便切手の額 円分

担当課等

独立行政法人航海訓練所 事務局総務課

住所 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目5番地 横浜第2合同庁舎

045-211-7302 FAX045-212-0006

## 第14号様式

平成 年 月 日

### 法人文書の更なる開示の申出書

独立行政法人航海訓練所理事長 殿

氏名又は名称  
住所又は居所  
連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第5項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

#### 記

- 1 更なる開示を求める法人文書の名称
- 2 開示決定通知書の日付及び文書番号  
(平成 年 月 日付け 第 号)
- 3 最初に開示を受けた日
- 4 更なる開示の実施の方法等

(事務所における開示の実施を受ける場合、その希望日)

(写しの送付を希望する場合は、その旨)

\* 法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

- 5 開示実施手数料の納入について

現金（直接払い又は現金書留）

郵便為替又は郵便振替

銀行振込

上記の一に 印を付け、又は の場合は支払を証明できる書類等を添付して下さい。

第15号様式

平成 年 月 日

開示実施手数料の減額(免除)申請書

独立行政法人航海訓練所理事長 殿

氏名又は名称  
住所又は居所  
連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額(免除)を申請します。

記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

(開示決定通知書の日付・番号: )

2 減額(免除)を求める額

3 減額(免除)を求める理由

生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。

その他

(注) 又は のいずれかに 印を付してください。

に を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

に を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

第 号  
平成 年 月 日

## 開示実施手数料の減額(免除)決定通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人航海訓練所理事長 印

平成 年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額(免除)申請について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり、減額(免除)することとしましたので通知します。

### 記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称:

開示の実施方法:

2 開示実施手数料を減額(免除)する額

第16号の2様式

第 号  
平成 年 月 日

開示実施手数料の減額(免除)について

(開示請求者) 様

独立行政法人航海訓練所理事長 印

平成 年 月 日付けの開示実施手数料の減額(免除)申請については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額(免除)理由に該当しませんので通知します。

記

1 対象となる法人文書と、その開示の実施方法

法人文書の名称:

開示の実施方法:

2 減額(免除)を求める開示実施手数料の額

3 減額(免除)が認められない理由等

(注1) 開示の実施を受ける場合には、上記2の開示実施手数料の追納が必要です。

(注2) この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条(第6条)に基づき、この決定があったことを知った日から起算して60日以内に、 に  
対して審査請求(異議申立て)をすることができます。

第17号様式

諮問書

第 号  
平成 年 月 日

情報公開審査会 殿

独立行政法人航海訓練所理事長 印

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定の基づく開示決定等について、別紙のとおり、不服申立てがあったので、同法第18条の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 不服申立てに係る法人 文書の名称	
2 不服申立てに係る開示 決定等  (開示決定等の種類)  開示決定 <input type="checkbox"/> 部分開示決定 (該当不開示条項) 不開示決定 (該当不開示条項)	(1)開示決定等の日付、記号番号'  (2)開示決定等した者  (3)決定の概要
3 不服申立て (不服申立ての種類)  審査請求  異議申立て	(1)不服申立日  (2)不服申立人  (3)不服申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	法人文書開示請求書(写し) 法人文書開示決定等通知書(写し) 不服申立書(写し) 理由説明書 その他参考資料(第三者からの反対意見書等)

注1) 2の(開示決定等の種類)については、該当する開示決定等の をチェックすること。  
また、部分開示決定又は不開示決定の場合は、該当不開示条項(法第5条各号、第8条  
又は文書不存在)を記載すること。

注2) 3の(不服申立ての種類)については、該当する不服申立ての をチェックすること。

注3) 4の(諮問の理由)については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」「全部

開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など  
どこ諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

第18号様式

第 号  
平成 年 月 日

(不服申立人) 様

独立行政法人航海訓練所理事長 印

情報公開審査会への諮問について(通知)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定の基づく開示決定等に対する次の不服申立てについて、同法第18条の規定により情報公開審査会に諮問したので、同法第19条の規定により通知します。

1 不服申立てに係る法人 文書の名称	
2 不服申立てに係る開示 決定等	
3 不服申立て (不服申立ての種類) 審査請求 <input type="checkbox"/> 異議申立て	(1) 不服申立日  (2) 不服申立ての趣旨
4 諮問日・諮問番号	平成 年 月 日・平 諮問 号

担当課等

独立行政法人航海訓練所 事務局総務課

住所 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5目57番地

横浜第2合同庁舎

045-211-7302 FAX045-212-0006

注1) 2の「不服申立てに係る開示決定等」の欄については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定等した者、開示決定等の種類(開示決定、部分開示決定又は不開示決定)

を記載すること。

注2) 3の(不服申立ての種類)については、該当する不服申立てのをチェックすること。

注3) 4の「諮問番号」は、情報公開審査会が付す番号である。

## 別表第2

( 開示請求手数料 )

手数料の額 ( 非課税 )	法人文書 1 件につき	3 0 0 円
---------------	-------------	---------

( 開示実施手数料 )

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 ( 非課税 )
一 文書又は図画 ( 二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。 )	イ 閲覧	1 0 0 枚までごとにつき 1 0 0 円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 1 0 0 円に 1 2 枚までごとに 7 6 0 円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付 ( 二に掲げる方法に該当するものを除く。 )	用紙 1 枚につき 1 0 円 ( A 2 判については 4 0 円、 A 1 判については 8 0 円 )
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙 1 枚につき 2 0 円 ( A 2 判については 1 4 0 円、 A 1 判については 1 8 0 円 )
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 1 2 0 円 ( 縦 2 0 3 ミリメートル、横 2 5 4 ミリメートルのものについては、 5 2 0 円 ) に 1 2 枚までごとに 7 6 0 円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき 5 0 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 1 0 円を加えた額

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（非課税）
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円（A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円）
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（非課税）
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円）
四 スライド（九の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円）
五 録音テープ（九の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	一巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	一巻につき430円
六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	一巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	一巻につき580円
七 電磁的記録（五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙一枚につき10円

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（非課税）
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙一枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	チ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（非課税）
	リ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円（日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	又 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円（日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円（日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについては、それぞれ800円、1,300円又は1,750円）に1ファイルごとに210円を加えた額
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（非課税）
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円（16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円）に記録時間10分までごとに2,750円（16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円）を加えた額
九 スライド及び録音テープ（音声を録音した録音テープを同時に視聴する場合におけるものに限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円（スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額

備考 一の項八若しくは二、二の項八又は七の項八若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

### 別表第3

(通信費)

通信費(実費)	航海訓練実施海域	通信料単価(課税又は免税)
船舶から写しの転送	遠洋航海(公海上) (インマルサット利用)	300円/枚(A4版換算)
船舶から写しの転送	日本近海・沿海周辺 (衛星船舶電話利用)	100円/枚(A4版換算)

#### 別表第4

( 開示実施手数料の減免 )

手数料の減免額	開示請求1件につき	限度額 2,000円
---------	-----------	------------